V 疑似患畜決定後の作業

1 疑似患畜の決定

- ①中央家畜保健衛生所は、県防疫対策本部へ遺伝子検査の結果を様式5 (様式集) により連絡する。
- ②県防疫対策本部は、様式6 (様式集)により関係者へ連絡するとともに、陽性の場合は、農林水産省動物衛生課と協議の上、「疑似患畜」と決定する。
- ③県防疫対策本部は、疑似患畜の決定を受け知事への報告を行うとともに、現地防疫対策本部に必要な防疫措置を指示する。

2 疑似患畜決定のプレスリリース等

- ①県防疫対策本部は、農林水産省動物衛生課と公表の内容、今後の防疫方針について協議した上で、原則として農林水産省と県が同時に公表を行う。
- ②県防疫対策本部は、法第13条第4項に基づき農林水産大臣へ発生報告するとともに、 発生農場の所在地を管轄する市町長及び関係団体、九州各県へ連絡する。
- ③防疫措置などに関する報道機関への情報提供は、必要に応じて県防疫対策本部で適宜 行う(県総合対策本部と調整)。

併せて、まん延防止のため報道関係者に対して、発生農場や周辺農場、家きん以外の 鳥類飼養場所等への取材の自粛を要請する。

3 制限区域内農家等への周知

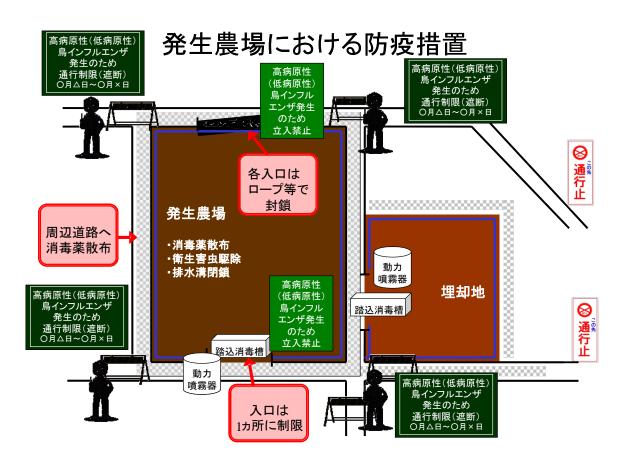
家畜保健衛生所は、市町、養鶏団体等の協力を仰ぎ、電話により速やかに制限区域 内のすべての家きん飼養農場へ、また市町の協力を仰ぎ家きん以外の鳥類の所有者 へ次のことを周知する。

- ①発生の概要
- ②貴農場が制限区域内に入ること
- ③今後の防疫措置
- ④制限内容
- ⑤農場の出入口に踏込消毒槽の設置
- ⑥農場内に入る車両及び機材等の入退場時の消毒

4 通行の制限又は遮断

- ①現地防疫対策本部は、法第 15 条の規定に基づき、先遣隊の情報をもとに、疑似患畜 確定後速やかに、管轄の警察署及び市町の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限 又は遮断を行う。
- ②通行の制限又は遮断を行うポイントにおいては、制限等を行う旨及びその理由を掲示するとともに、ロープ等により明確に識別できるようにする。

- ③通勤・通学、医療・福祉等のための通行については、動力噴霧器又は消毒用マット 等により十分な消毒を行った上で、認めることとする。
- ④法に規定されている上限の 72 時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する 必要がある場合は、道路管理者等と協議を行い、必要な通行の制限が確実に実施でき るよう調整する。
- ⑤関係市町の住民に対しては、市町の協力のもと、原則として事前にその概要及び必要性を説明する。なお、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。



5 家きん及び汚染物品の評価

法第58条に基づく手当金の額を算定するため、殺処分開始前に評価を行う。

(1) 評価人の選定(法58条第4項)

以下のア~ウにおいて各1名以上を選定

- ア 家畜保健衛生所職員
- イ 発生した市町の畜産担当者
- ウ 発生農場が所属する養鶏団体の職員

(2) 殺処分時における評価物の確認

評価人は、物品等評価調査票(様式集)に下記評価物を記録する。

ア 家きん

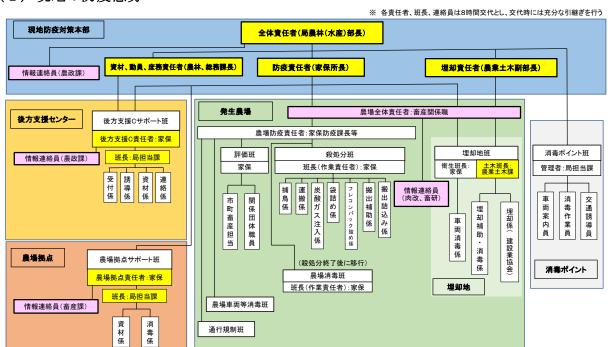
- ・飼養羽数、日齢、導入日などについて確認し記録。
- ・と殺対象の代表的な個体について、体格が分かるように写真撮影。
- イ 汚染物品(防疫指針に規定)

焼埋却の対象となる汚染物品について物品の内容や数量等を確認。

- 家きん卵
- 種卵
- 排せつ物
- 敷料
- 飼料
- ・その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

6 防疫作業

(1) 現地の防疫態勢



■現地防疫対策本部

現場作業の進捗管理、作業指示、県防疫対策本部との連絡調整を行う。

- ○事務所 振興局又は分庁舎の1箇所とする。
- ○役割
 - ·全体責任者:農林部部長·副部長等
 - 防疫責任者:家保

- · 埋却責任者:農業土木職員
- 資材責任者※
- ・バス責任者※
- ·動員責任者**
- ・庶務責任者* ※兼務もあり
- •情報連絡員(農政課)
- ○人員配置

原則各責任者1名体制とし、8時間交代(1名×3クール)とする。

(2) 作業員サポート体制

■後方支援センター

- ○防疫作業者の作業前準備をサポート
 - ・受付、健康調査場所、私物の預かり、防護服等の配布(着替え)、作業説明、 バス乗車(農場拠点行き)案内
- ○防疫作業者の作業終了後の帰り支度をサポート
 - ・健康調査、着替え、預かった私物の返却、食事の配布、バス乗車(各局等)案内

①班体制

役 割	所属	設定人数	ビブスの色
責任者	県(家保)	1名(固定)	赤色
班長	県	1名(固定)	黄色
受付係	県・市町	2名/防疫作業者 50名	あずき色
誘導係	県・市町	2名/防疫作業者 50名	"
資材係	県・市町	2名/防疫作業者 50名	"
連絡係	県	1名(固定)	"
資材運搬係	県	1名(固定)	"

○防疫作業者人数別の必要人員数(責任者、情報連絡員、健康管理係を除く)

農場・埋却地	1 447.			内訳				作業
防疫作業者数	人数	班長	受付係	誘導係	資材係	連絡係	資材 運搬係	時間
50名以下	9名	1	2	2	2	1	1	
100名以下	15名	1	4	4	4	1	1	8 時間
150名以下	21名	1	6	6	6	1	1	
150名超	27名	1	8	8	8	1	1	

○民間事業者動員がある場合の追加対応

民間事業者 動員数	人数	玉	作業 時間
固定	3名	3名	8時間

○自衛隊動員がある場合の追加対応

自衛隊動員数	役割	人数	県	市町	配備箇所	作業時間
固定	連絡係	2名	1	1	前進拠点※1	8 時間
回足	資材係	2名※2		2	後方支援センター	Ohd间

※1:状況によって情報伝達のため前進拠点と後方支援センターを往復することがある。

※2:資材係は自衛隊が派遣された最初のクール (0~8時間) のみ配置する

②作業内容

役 割	主な作業内容
責任者	・後方支援センター作業全体のマネジメント ・バス運行調整(各局⇔後方支援センター、後方支援センター⇔農場 拠点)
班長	・各係員への業務説明、作業指示
受付係	・名簿による防疫作業者の確認 ・私物の預かり・保管・返却
誘導係	・防疫作業者の会場内誘導 ・受付時に配布した役割カードの回収
資材係	・防疫資材の準備・配布、在庫の確認と補充 ・作業終了後の防疫作業者への食事(カップ麺等)の準備
連絡係	・班内の連絡
資材運搬係	・農場拠点等への資材搬送

③後方支援センターでの作業の流れ

●防疫作業に入る作業者の受け入れ

ア 受付

バス到着後、誘導係は防疫作業者を受付に誘導し、受付係は防疫作業者の受付を 行い、体調が優れない場合には届けるように指示する。また、担当する作業班等 を振り分けるカードを配布する。

- イ 健康調査(必要に応じ問診・診察)
- ウ 防護服の配布
 - ①資材係は、防護服の着用方法を説明
 - ②外側(2枚目)の防護服の胸・背中にマジックで「所属」「名前(姓)」「作業班

名」「班(殺処分班、農場消毒班のみ)」を下図の要領で大きな文字で記入するよう指示する。

- ③所属は、本庁は『庁』、振興局は『長崎』『県央』『島原』『県北』『五島』『壱岐』 『対馬』、地方機関は機関名(略称可)、建設業協会は『建』と記入させる。
- ④作業班名は、殺処分班は『殺』、農場車両等消毒班は『車』、埋却地班は『埋』、 農場消毒班は『消』と記入させる。

班は、25名毎に $A \cdot B \cdot C \cdot D$ に分け、 $A \cap B \cap C \cap B$ と記入させる。









- エ 防護服の装着 専用の更衣場所(パーテーションを設置)へ誘導する。
- オ 私物の保管 防疫作業者は農場内に持ち込めない私物(汚染物は持ち帰れない)を受付係に預 ける。
- カ 作業内容の説明

責任者は、防疫作業者を班ごとに集合させ、ホワイトボードで進捗状況を共有し、 拡声器を用いて作業当日の日程、作業内容及び留意事項等について説明する。

キ 農場拠点への移動

移動用バスに乗車する際に、配布した担当する作業班等を記載したカードを回収する。

移動用サンダルに履き替えて後方支援センターから農場拠点まで専用バス等で 移動する。雨天時はシューズカバー等を配布する。



【R4.12.22 佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえての対応】

- ○責任者・班長・情報連絡員は必ずビブスを着用する。
- ○説明時に声が聞こえるように拡声器を準備する。
- ○更衣用のパーテーション設置を確認する。
- ○受付時に動員者に担当班等を記載したカードを渡し、役割を認識してもらう。 農場拠点に移動するバス乗車前にカードは回収する。
- ○雨天時等には、バスに乗車する前にシューズカバーを配布する。





●防疫作業を終えた作業者の受け入れ

防疫作業者が帰り支度をする際に、健康調査と、自宅等に帰ってからの注意事項を 説明する。

- ア 受付係は、後方支援センターへ戻ってきた防疫作業者を名簿で確認する。
- イ 預かり私物の受け取りと着替え
- ウ 健康調査 防疫作業者全員の健康調査を行う。必要に応じ医師の診察を受ける。
- エ 食事の支給 カップ麺等を支給する。
- オ 帰庁 防疫作業者を、専用バスに乗せて帰庁させる。

■農場拠点

- ○設置場所は発生農場に近く、できれば隣接地が望ましい。テント等を使って設置する。
- ○農場拠点は、防疫作業開始前の作業者の最終的な準備(防護資材の着用等)や、防疫 作業終了後の作業者によるウイルスを拡散するための消毒や作業着の脱衣等を行う。
- ○建設業協会の作業者は、作業途中の食事を農場拠点に設置したコンテナハウス又はテントでとるため、食事(カップ麺等)を準備する。

①班体制

役 割	配置職員	設定人数	ビブスの色
責任者	県 (家保)	1名(固定)	赤色
班長	県	1名(固定)	黄色
資材係	県・市町	県1名(固定)+ 市町(3名/防疫作業者50名)	あずき色
消毒係	県・市町	県2名(固定)	II

○防疫作業者人数別の必要人員数 (健康管理係を除く)

農場・埋却地防疫 作業者数	人数	班長	内訳 資材係	消毒係	作業時間
50名以下	6名	1	3	2	
100名以下	9名	1	6	2	
150名以下	12名	1	9	2	8時間
200名以下	15名	1	12	2	
200名超	18名	1	15	2	

②服装

○責任者·班長、資材係、情報連絡員

清浄エリアでの作業となるので、通常の作業服で可。気候に応じ各自防寒着等を準備すること。

○消毒係

準汚染エリアでの作業となるので、通常の作業服等の上に防護服、マスク、手袋、長靴を 着用すること。

③作業内容

役 割	主な作業内容
責任者	・農場拠点作業全体のマネジメント ・バス運行(後方支援センター⇔農場拠点)に関する後方支援センター 責任者との連絡調整
班長	・農場拠点サポート班各係員への作業内容説明、作業指示
資材係	・防疫作業員への資材配布、在庫管理 ・建設業協会作業員への食事(カップ麺等)の準備
消毒係	・防疫作業を終えた作業者の全身消毒(蓄圧式噴霧器)

- ④農場拠点内での作業の流れ
- ●防疫作業に入る作業者の受け入れ
 - ア 防疫作業者の受入

農場拠点責任者は、バスで到着した防疫作業者を受け入れ、拡声器を用いて農場 拠点内での動きの説明を行う。

- イ 防疫資材の配布・装着(手袋、マスク、ゴーグル、長靴等)
 - ・資材係は、防疫作業者に作業用の資材の配布を行う。
 - ・防疫作業者に、手袋、マスク、ゴーグル、長靴等を装着させる。
- ウ 作業場所への移動
 - ・農場拠点責任者は、準備が完了した防疫作業者に発生農場(埋却地)への移 動を指示する。





農場拠点で配布する資材

1 キャップ

3 マスク



2 ゴーグル







5 厚手のゴム手袋 6 長靴





防護用資材 を装着した 状態



【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】



- ○農場拠点から農場までの経路に照明器具を設置 安全性確保に少しでも不安があれば設置すること。
- ○道案内掲示

農場と農場拠点間が離れていると道に迷うことがあるため、必要に応じ道案内 の掲示を行うこと。

- ○責任者・班長・情報連絡員は必ずビブスを着用する。
- ○説明時に声が聞こえるように拡声器を準備する。
- ○埋却作業に当たる建設業協会作業者の食事休憩は、農場拠点に設置したコンテナハウス又はテント内でとるようにする。
- ●防疫作業を終えた作業者の受け入れ
- ア 農場拠点出入口での消毒

農場を退場した防疫作業者に対し、消毒係は農場拠点に入る前に全身消毒を行う。

イ 防疫服等の脱衣

農場拠点手前(準汚染ゾーン)で、手袋、マスク、ゴーグル、長靴、防護服等の 脱衣の補助を行う。

- ※防護服等の廃棄物は廃棄用の容器に投入する。
- ※ゴーグル、長靴は再利用する。
- ※防疫作業者は脱衣後、手洗いをする。
- ウ 防護服の着用

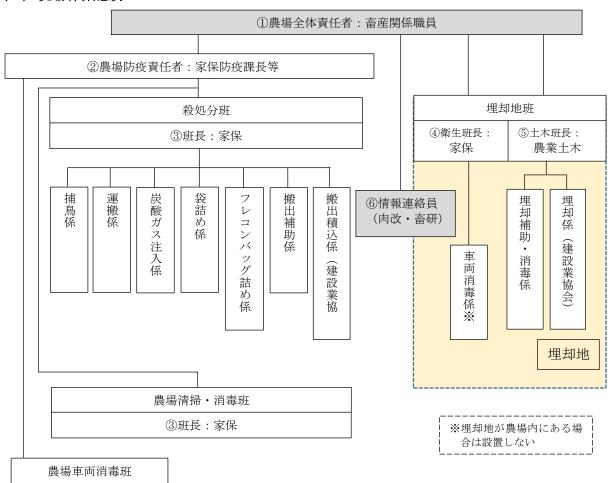
長靴を脱いだ後はゴムスリッパに履き替えさせる。

資材係は防疫作業者に移動用の新しい防疫服を配布し着用させる。

エ 後方支援センターへの移動

農場拠点班長は、防疫作業者に対し、専用バス等で後方支援センターへの移動を 指示する。

(3) 現場作業態勢



○作業班体制

責任者・班長	人数	作業時間/ クール	識別 (ビブス)
① 農場全体責任者(畜産関係職員)	1名	8時間	緑色
② 農場防疫責任者(家保)	1名	8時間	赤色
③ 殺処分(農場清掃・消毒)班長(家保)	1名/作業班 (25名)	8時間	黄色
④ 埋却地衛生班長(家保)	1名	8時間	黄色
⑤ 埋却地土木班長(農業土木職)	1名	8時間	あずき色

作業班員	作業時間/クール
殺処分(農場清掃・消毒) 班員(一般)	4時間
機械操作(畜産関係職員)	8時間
埋却作業班員 (一般)	4時間
埋却作業班員 (建設業協会)	8時間

(4)情報伝達・共有体制

- ○各作業に関する作業現場と現地防疫対策本部並びに県防疫対策本部との作業情報伝達は、情報連絡員を通じて行う。
- ○情報連絡員は、後方支援センター、農場拠点、農場、埋却地に配置する。

配置箇所	所属等	人数	作業時間 /クール	識別 (ビブス)
後方支援センター	農政課	1名	8 時間	青色
農場拠点	畜産課	1名	8 時間	青色
農場	肉改又は農大	1名	8 時間	青色
埋却地	畜産学科、 畜研	1名	8時間	青色

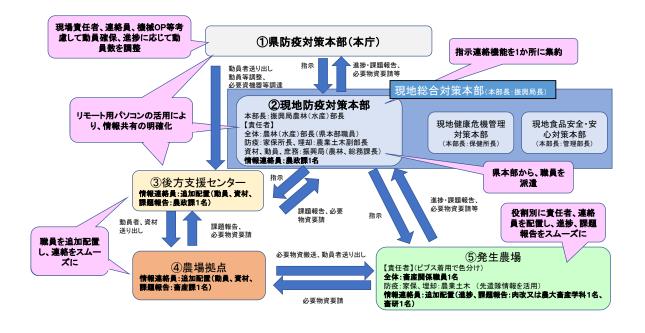
○関係する情報

後方支援センター:作業進捗状況、動員、バス運行、資材、課題等

農場拠点:動員、バス運行、資材、課題等

発生農場:作業進捗状況、動員、資材、課題等 埋却地:作業進捗状況、動員、資材、課題等

連絡体系図





【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】

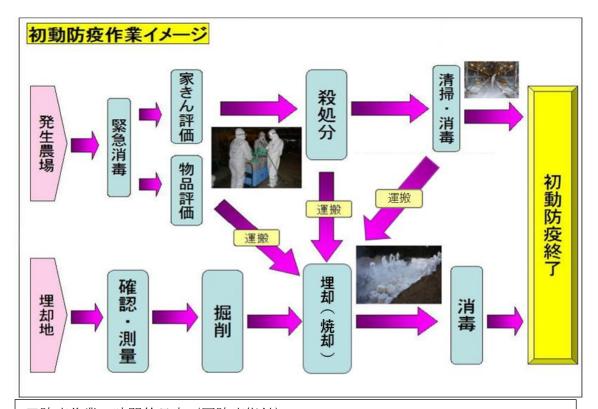
現場と現地防疫対策本部並びに県防疫対策本部との連絡・情報共有、現場での情報共有のため、後方支援センターに OA 機器を設置する。

【準備する資機材】

通信機能付き PC (家保職員公用 PC) 1台、プリンター (A3 印刷可能) 1台、延長コード、コピー用紙 (A3・A4)、ホワイトボード

(5)農場での防疫作業

疑似患畜決定後直ちに、発生農場において、緊急消毒、家きん・物品の評価、 殺処分、焼埋却、 清掃消毒の行程で(下図参照)防疫措置を行う。



■防疫作業の時間的目安(国防疫指針)

肉用鶏 5~10 万羽、採卵鶏 3~6 万の飼養規模を想定した目安時間 殺処分終了 疑似患畜確定から 24 時間以内 埋却処理終了 " 72 時間以内



【R4. 12. 22 佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえての対応】

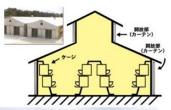
- ○農場・埋却地の責任者、班長、情報連絡員は必ずビブスを着用し、周囲から識別できるようにする。
- ○作業班長は、拡声器を使用し、作業班員に分かり易く作業内容を説明する。
- ○作業班長は、作業者に時間が分かるように農場内に時計を設置する。情報連絡員 と協力し、概ね30分間隔で時間をアナウンスする。
- ○作業班長は、作業の進捗状況も随時説明する。

採卵鶏農場

低床開放鶏舎

換気が良く、鶏の作業がし易い鶏舎ですが、自然の影響を受けやすく、冬場はカーテンな どで密閉します。収容羽数は少なく、換気は自然で行う鶏舎です。

低床開放鶏舎







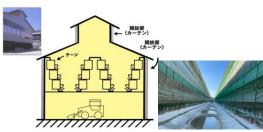






高床開放鶏舎

低床開放鶏舎を2階建てにし、1階をタイヤショベルなどを使い鶏糞の搬出がしやすくした 鶏舎で、鳥根県内では成鶏舎としては1番多い建て方です。









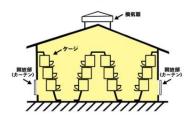






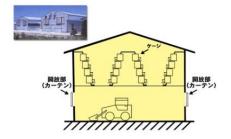
低床セミウインドレス鶏舎

低床開放鶏舎の壁構造の大部分を壁にして、自然の影響を受けにくくした鶏舎です。 換気 は、自然と換気扇を併用します。



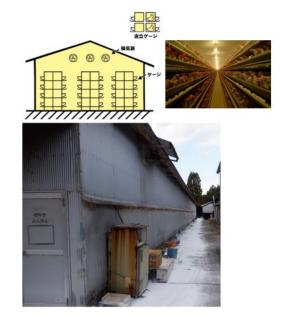
高床ウインドレス鶏舎鶏舎

低床セミウインドレス鶏舎を2階建てにし、1階をタイヤショベルなどで鶏糞の搬出がしやすくした鶏舎です。



低床ウインドレス鶏舎

低床開放鶏杏を壁によって密閉して、自然の影響を非常に受けにくくした管理がしやすい 現合です。接気扇による換気によって大羽数の飼育が可能です。



平飼い鶏舎

鶏舎の床面に直接鶏を飼育します。産卵は巣箱の中でします。野外に遊び場を設けた場合 は、放し飼いと言います。また一定割合以上の雄を同時に飼育して生産されたたまごは、 有精卵になります。





肉用鶏農場









鶏舎内部









●防疫作業者の一日の流れ

後方支援センター

① 受付

※私物は手荷物用袋に名前と所属を書いて、受付に預ける



② 健康調査

※事前に配布した問診票に可能な限り記入し、持参すること

- ③ 医師の診察(②で必要と判断された者のみ)
- ④ 防護服に着替え(2枚重ねて着用)、サンダルに履き替える ※外側の防護服の胸・背中にマジックで「所属」「名前(姓)」「作業班 名」「班(複数班ある殺処分班と農場消毒班のみ)」を記入 ※着ていた衣服や携帯品を袋に入れ、責任者(受付係)に預け る
- ⑤ 当日の作業内容の説明を受ける

農場拠点

(バス等で移動)

- ① マスク、キャップ、ゴーグル、手袋、長靴等を受け取る
- ② 資材を装備する(保健所による着衣指導あり)
- ③ 農場へ移動







厚手のゴム手袋







N95 マスク



長靴



防護服

農場・埋却地での作業

- ① 農場内での作業前に作業内容の説明を受ける
- ② 農場防疫責任者及び班長の指示により殺処分、埋却、 清掃消毒等の作業を実施



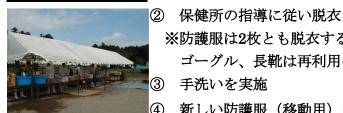
殺処分及び清掃消毒作業については、4時間作業とし、班長の 指示で作業状況により適宜農場内で休憩する。(1時間毎に1 回を目安とする。)

作業終了後、農場を出る際は、必ず全身消毒を受ける。



農場拠点

① 農場拠点に入る前に、再度全身消毒を受ける。



※防護服は2枚とも脱衣する。

ゴーグル、長靴は再利用のため指示された場所に返却

- ③ 手洗いを実施
- |④ 新しい防護服(移動用)に着替える。
- ⑤ ゴムスリッパに履き替え退場



(バス等で移動)

後方支援センタ・

① 受付で確認を受ける。



- ② 預けた荷物を受け取り、着てきた衣服に着替える。
- ③ 必要に応じ医師の診察

※防護服着脱が不適の場合、医師の診察後、タミフルの予防的投与

④ 帰宅

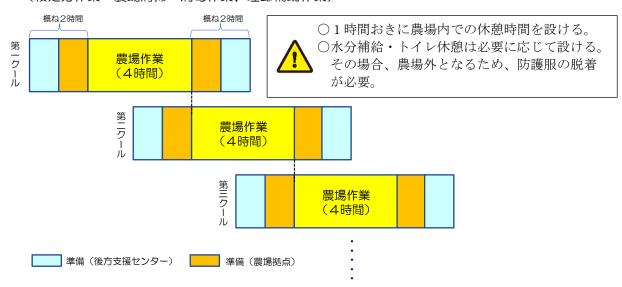


自宅・職場等

・衣類の洗濯、入浴(特に入念に洗髪)を行う。

農場防疫作業班作業ローテーション

(殺処分作業・農場清掃・消毒作業、埋却補助作業)



1) 殺処分作業

①班体制

●殺処分班(25名/班)に係る担当業務及び割当人数

担	」当業務(係)		人数
捕鳥係		6名	
運搬係		8名	
炭酸ガス	ス注入係	1名	
袋詰め	系	5名	
	(うち結紮)		(2名)
	(うち消毒)]	(1名)
	(うち搬出)		(2名)
フレコン	/バッグ詰め係	4名	
	(うち詰め)		(3名)
	(うち記録)		(1名)
搬出補助	力係	1名	
	合 計		25 名

※埋却地が農場敷地外の場合は別に搬出同行(家畜防疫員等)1名が必要。 ※搬出積込係として、業者3名(重機1名、トラック1名、玉掛け作業員 1名)が必要。(業者との事前協議が必要)



【R4.12.22 佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえての対応】

【殺処分班長の役割】

○必要資材の確認

防疫作業開始前までに必要な資材が搬入されていることを確認する。

○作業動線の確認

先遣隊からの情報をもとに台車のルート、炭酸ガスの注入場所、殺処分鶏の袋詰め・フレコンバッグ詰め場所を設定。また、殺処分鶏等を埋却地まで運搬する作業動線についても設定する。

○必要資材の配置

作業動線の設定に基づき、必要資材をそれぞれの作業場所に配置する。

- ○作業班員に拡声器を使用し、分かり易く作業内容を説明する。
- ○農場所有の重機の確認及び農場主へ防疫作業への協力要請する。 農場所有の重機を有効活用する。防疫作業開始前に農場所有の重機を確認し、 必要に応じ農場主へ重機の利用及び防疫作業への協力(重機の運転等)を要請 する。
- ○適宜、作業班員の休憩時間を設ける。



【R4.12.22 佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえての対応】

- ○必要に応じデモンストレーションを行う。
- ○なお、説明時には確実に声が届くように拡声器を用いること。
- ○経過時間の確認

作業者に時間が分かるように農場内に時計を設置する。情報連絡員と協力し、概ね30分間隔で時間をアナウンスする。

[農場拠点を農場から離れた場所にしか設置できない場合の対応]

- ○農場隣接エリアに簡易拠点を設置
 - 必要最小限の資材と1班25名程度が休憩をとれるスペースを確保
 - ・トイレや飲水休憩時の防護服の脱着指導を行う。
- ○必要な設備
 - ・テント、暖房器具、簡易トイレ、脱着サポート(少人数)



トイレ等で農場拠点に移動後に農場に再入場する場合は、「所属」 「氏名」「作業班名『殺』など」「班『A班』など」を記入。

②殺処分作業

①捕鳥係の作業(採卵鶏)



ケージから鶏を引き出し、ペール缶に 収容(10羽)

② 運搬係の作業(採卵鶏)



ペール缶に収容(10羽)した鶏を台車で炭酸ガス注入場所まで運搬

①捕鳥係の作業(肉用鶏)



コンパネで囲いを作り捕鳥する。 ペール缶に収容(10羽)

②運搬係の作業(肉用鶏)



ペール缶に収容した鶏を台車で炭酸ガス注入場所まで運搬

③炭酸ガス注入係の作業



ペール缶と蓋の隙間から炭酸ガスを注入 (5秒間以上) 鶏は、ガス注入後約1分で死亡

④袋詰め係の作業



殺処分した鶏を必ず10羽ずつビニール袋に入れる。袋の口を結紮後、消毒し搬出

⑤フレコンバッグ詰め係の作業



フレコンバッグに死亡鶏を10羽収容した ビニール袋を15袋投入 (投入羽数は記録を作成のこと)

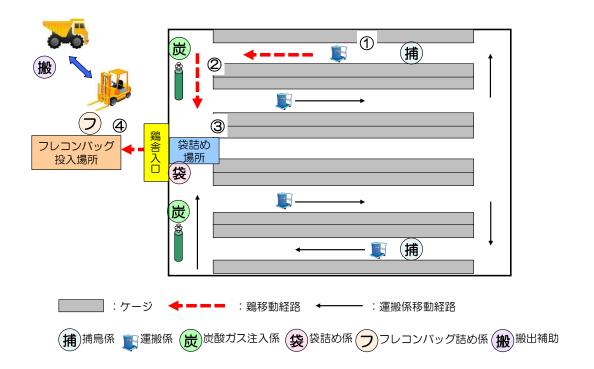
殺処分羽数の記録

記載例

圧総括) 殺処分羽数報告 (第 1 陣、 2 クール) 1袋当たりの羽数 ステージ(鶏): 内用鶏 採卵鶏 、 ひな) 10 羽 作業中 殺処分完了) 鶏舎番号: 3号鶏舎 記録者:所属 〇〇振興局△△課 氏名:00 00 提出日時: 〇月 〇日 〇時 〇 分 匝 110 11₺ <u> 210</u> <u> 275</u> (IE) <u>35</u> 3E (3) 殺処分鶏が入ったビニ ール袋 (10羽収容) 10羽未満の羽数 を数を正の字で記録す を記入 るする

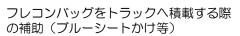
※ 1時間ごとに班長へ提出

作業配置図(参考:ケージ飼養)



⑥搬出補助係の作業 (フレコンバッグ詰め係も協力)







クレーン作業時の安全確認補助(フレコン バッグの積込みはクレーンで実施)

2) 清掃・消毒等の作業

殺処分終了後に、鶏卵の処分(採卵鶏)、飼料の処分、鶏糞除去、堆肥除去を行い、 その後、鶏舎消毒、農場敷地消毒を行う。

鶏舎施設の構造や、内部の状況(鶏糞の量等)によって、各種作業を分担して行う。

①班体制

- ・1班25名(班長の指示により、各種作業を分担する。)
 - ※鶏舎施設の構造や内部の状況 (鶏糞の量等) により、作業工程が変わるので班長は効率的な作業が行えるよう、各種作業について明確に指示する。

②清掃·消毒作業

○鶏卵の処分

自動集卵装置付き農場





作業分担の一例(状況に応じ変動)

「コンテナ詰め係:6名 集卵もれ確認係:2名

しフレコンバッグ詰め係:4名

- 〇コンテナ詰め係は、自動で集まってきた鶏卵を農場の鶏卵 専用トレイに詰め、トレイをコンテナに収容する。
- ○集卵もれ確認係は、ケージ等に引っ掛かって自動集卵され ない鶏卵を集卵ベルトの上にのせる。
- 〇フレコンバッグ詰め係はトレイの数量で鶏卵数を記録し、 トレイから鶏卵を取り出しポリ袋(二重)に入れ、結紮バ ンドで封をする。
- 〇ポリ袋の表面を消毒後、鶏舎出口でフレコンバッグに収容 する。





自動集卵装置なし農場(手作業)



作業分担の一例(状況に応じ変動)

-コンテナ詰め係:6名 _ フレコンバッグ詰め係:4名

- 〇コンテナ詰め係は、ケージ前の鶏卵を手作業で回収し 専用トレイに詰め、トレイをコンテナに収容する。 (農場備え置きの資材の内容により対応が異なる)
- 〇コンテナ詰め係は、鶏卵を回収しながら、台車で 鶏舎出入口まで運搬する。
- ○フレコンバッグ詰め係はトレイの数量で鶏卵数を記録し、トレイから鶏卵を取り出しポリ袋(二重)に入れ、結紮バンドで封をする。

〇ポリ袋の表面を消毒後、フレコンバッグに収容する。







〇飼料の処分(飼料タンク)





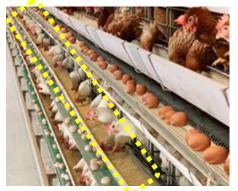
作業分担の一例 タンクー基当り2名(状況に応じ変動)

- ○飼料タンク排出ロ下にフレコンバッグを設置 ○排出口から飼料を出し、フレコンバッグに受け 入れる。
- 〇タンク下からフォークリフト等で引き出し可能 な容量にとどめる。
- 〇フォークリフト等により飼料タンク下から引き 出す。

※飼料タンク下部と地面との距離が狭い場合は、 フレコンバッグはタンク下ではなく、タンク下 から離れた場所にフレコンバッグスタンドによ り設置し、コンテナ等で一旦受けて、フレコン バッグに投じる。

この場合はタンク1基当り3名。(状況に応じ変動)

○飼料の処分(飼槽残り餌)





※ 殺処分完了後に行います。

鶏舎の規模に応じて必要な人員を配置する。

○飼槽に残った飼料を手作業で床にこぼす。 こぼした飼料は、鶏糞と一緒に搬出する。

○鶏糞除去と鶏舎の洗浄・消毒 ^{鶏糞除去(低床式鶏舎)}



- ○農場所有の機械を有効に活用する。
- 〇農場従業員にも積極的に防疫作業に対応 してもらう。
- 〇また、機械操作資格者を有する農林関係 職員も機械操作を行う。
- ○機械だけでは除去できない、ケージ下等 については、かき板、スコップ等による 人力の作業が必要になる。
- ※そのまま石灰を散布し、ブルーシートで 覆い堆肥化させることも防疫指針では認 められている。状況に応じ堆肥化処理も 検討。



鶏糞除去(低床式鶏舎)





作業分担の一例(状況に応じ変動)

・かき板係:6名 ・スコップ係:6名 ・竹帚係:3名 ・一輪車係:3名

- ○かき板係及び竹箒係は、鶏舎に残った鶏糞をかき集める。
- 〇スコップ係は、かき集めた鶏糞を一輪車に乗 せる。
- ○一輪車係は、鶏舎入口に鶏糞を運搬する。

○鶏糞除去

フレコンバッグ投入





- ○フレコンバッグへの投入が効率的にできる ようフレコンバッグスタンドを備蓄済み。
- 〇ローダーバケットからフレコンバッグへ投入 する際のかき出し作業、またこぼれた鶏糞の 回収作業が必要。
- ※農場敷地内に埋却地がある場合には、フレコン バッグに収容せず、そのままトラック荷台に直 積み搬送し、埋却溝へ投入する。(状況を見て 判断する。)

状況に応じて人員を配置

- かき板係
- スコップ係
- 竹箒係

○鶏糞除去

(肉用鶏鶏舎)





- ○農場所有の機械を有効に活用する。
- 〇農場従業員にも積極的に防疫作業に対応しても らう。
- 〇また、機械操作資格者を有する農林関係職員も 機械操作を行う。
- ○かき板、スコップ、竹箒等で残りを除去する。

状況に応じて人員を配置

- かき板係
- ・スコップ係
- 竹箒係

〇フレコンバッグに収容する。

- ※農場敷地内に埋却地がある場合には、フレコン バッグに収容せず、そのままトラック荷台に直 積み搬送し、埋却溝へ投入する。(状況を見て 判断する。)
- ※そのまま石灰を散布し、ブルーシートで覆い堆肥化させることも防疫指針では認められている。 状況に応じ堆肥化処理も検討。(堆肥舎内の堆肥についても同様の方法を検討。)

○鶏糞搬出(堆肥舎内の堆肥を含む)





〇埋却地が養鶏場敷地内にある場合は、 ダンプトラックに直積みし搬送する。

- ○埋却地が農場敷地外の場合は、搬送中の漏出を 防止するためフレコンバッグに収容するか、 直積みする場合は、荷台にブルーシートを設置 し、鶏糞を下から包み込むようにパックする。
- 〇スコップ係及び竹箒係は、重機で鶏糞をトラック荷台に積込む際にこぼれた鶏糞を集める。

作業分担の一例(状況に応じ変動)

・ブルーシート係:2名 ・スコップ係:3名



○鶏舎の洗浄・消毒



(採卵鶏鶏舎)



- ○動力噴霧器で床面・壁面にこびりついた鶏糞等 に消毒液を散布し、デッキブラシで擦り取る。
- ○その後、鶏舎内全体(床面・壁面・天井)を 十分に消毒する。

状況に応じて人員を配置

- ・動力噴霧器ノズル係
- ・ 動力噴霧器ホース係
- デッキブラシ係
- ・ 水タンク係

ノズル係:ノズルをもって消毒薬 を噴射し、洗浄・消毒を行う。

ホース係:ノズルにつながるホースの誘導を行う。

デッキブラシ係: 床面・壁面にこびりついた鶏糞等を除去する。 水タンク係: 給水ホースが消毒液中に浸かっているかの確認 排水ホースが消毒液タンク内にあるかの確認

消毒薬タンクの交換

水の補給、消毒薬の調整(500倍希釈)

●前回の発生時対応の反省を踏まえ、水の確保 を図る。(消火栓の活用等)

○鶏舎の洗浄・消毒 (肉用鶏鶏舎)







- ○動力噴霧器で床面・壁面にこびりついた 鶏糞等に消毒液を散布し、デッキブラシ で擦り取る。
- 〇その後、鶏舎内全体(床面・壁面・天井) を十分に消毒する。

状況に応じて人員を配置

- ・動力噴霧器ノズル係
- 動力噴霧器ホース係
- デッキブラシ係
- ・ 水タンク係
- ●前回の発生時対応の反省を踏まえ、水の確保を図る。



【R4.12.22 佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえての対応】

【平時に確認しておくこと】

- ○水源の確認(農場で確保できない場合は、消火栓や農業用ため池等を確認)
- ○動力噴霧器、水タンクの所有台数
- ○排水溝

〇農場敷地の消毒(消石灰散布)



- ○一輪車等で袋詰めの消石灰を運び、適当な場所 で開封し袋をひっくり返す。
- ○山積みになった消石灰を竹箒で広げる。
- ●省力化のため、石灰散布機を配備。機械と人力による二本立てで作業を行う。





○器具機材の洗浄・消毒



○殺処分、清掃・消毒で使用した器具機材を動力 噴霧器、デッキブラシ、たわし等を用いて清掃・ 消毒を行う。(建設業協会で調達した機械類は 除く。)

3) 車両等の消毒作業

殺処分、清掃・消毒班とは別に、農場入口1か所あたり2名配置。動力噴霧器にて、 下記の消毒を実施する。

- ・農場に入退場する車両を消毒する。車両の消毒は、車体全体を消毒し、特にタイヤ 周りや荷台の泥等を洗い流すようにする。
- ・農場から退場する防疫作業者(作業時間終了時、トイレ等一時退場含む)の防護服 及び長靴を消毒する。防疫作業者に足をあげてもらい、長靴の底の泥も落とすよう にする。
- ・殺処分、清掃・消毒で使用した器具機材を消毒する。泥や消石灰等が付着している場合は、デッキブラシ、たわし等を用いて可能な限り洗い流す。

(6) 埋却地での作業

埋却場所は、原則として発生農場内又はその近くに確保するよう努める。 なお、発生農場内あるいはその付近での埋却地の確保が困難な場合は、以下の点に 留意して埋却地まで輸送する。



- ○輸送中のウイルス拡散防止のため、輸送車両の荷台をブルーシートで 覆い全体を消毒する。
- ○運搬終了後(再度、運搬のため農場に戻る場合も含む)は、車両及び輸送 に使用した資材を直ちに消毒する。

①組織体制:埋却地班

役割	所属	飼養規模		作業時間
		9万羽以下	9万羽超え	/クール
土木班長	県 (農業土木 職)	1名	1名	8 時間
衛生班長	県(家保)	1名	1名	8時間
現場管理係	建設業協会	1名	1名	8時間
掘削係	建設業協会	4名 (OP2、玉掛2)	6名 (OP3、玉掛3)	8時間
搬出積込係	建設業協会	3名	3名	8時間
埋却補助係	県	4名	4名	4時間
車両消毒係	県	2名	2名	4 時間

- ※記載の人数は参考であり、先遣隊の事前調査結果を踏まえて決定する。
- ※埋却地が農場から離れた場所に位置する場合は、別途搬送業務(トラック輸送)が必要となる。
- ※車両消毒係は、埋却地が農場敷地外にある場合に配置する。
- ※埋却補助・消毒係の作業は、埋却溝掘削後の作業となることから、概ね防疫作業開始から 8時間後(第3クール)からの動員とする。
- ※埋却補助係の人数は、建設業協会と協議のうえ、必要に応じ増員する。

②各係の作業内容

役割	所属	主な作業内容	
土木班長	県 (農業土木職)	・掘削・埋却等の工事作業管理	
衛生班長	県(家保)	・埋却地内の衛生管理、車両消毒係への指示	
現場管理係	建設業協会	・土木班長とともに掘削・埋却等の工事作業管理	
掘削係	建設業協会	・掘削・埋却に関する作業	
搬出積込係	建設業協会	・農場における汚染物品の積込及び農場から埋却地への運搬	
埋却補助係	県	・消石灰散布補助、(埋却溝シート張り※)	
車両消毒係	県	・埋却地の出入り口での車両消毒(埋却地出入り 際、運転手及び車両内部も含め厳重に消毒を実施	

[※]建設業協会だけでは対応できない場合に、県職員も対応する。



【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】 農場拠点を農場から離れた場所にしか設置できない場合の対応

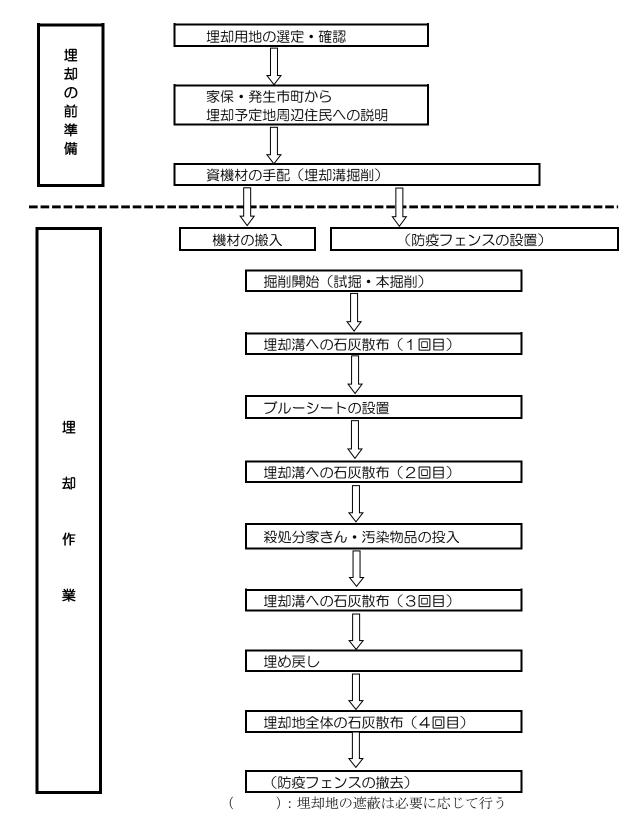
- ○農場隣接エリアに簡易拠点を設置 必要最小限の資材と1班25名程度が休憩をとれるスペースを確保
 - ・トイレや飲水休憩時の防護服の着脱を行う。
- ○必要な設備
 - ・テント、暖房器具、脱着サポート(少人数)



【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】

- ○責任者・班長・情報連絡員は必ずビブスを着用する。
- ○説明時に声が聞こえるように拡声器を準備する。
- ○埋却地での作業は、危険が伴うため、安全面に配慮し、作業者には必ずヘルメットを着用させるようにする。
- ○休憩時間の取り方は、作業開始前に土木班長と建設業協会の管理係等と打ち合 わせを行い決定しておく。
- ○埋却作業に当る建設業協会作業者の食事休憩は、農場拠点に設置したコンテナ ハウス又はテント内でとるように誘導すること。

★埋却処分について



【基本事項】

○農場内

※埋却場所での作業に従事する人員の選定等に関する注意事項

・作業に従事した場合、7日間、家きん(家きんを飼育している人)との接触を避ける こと。

※積込・運搬に関する注意事項

- ・農場から出る際に車両全体の消毒を実施する。農場から出た後、移動又は搬出制限を またぐ場合は消毒ポイントで消毒を実施する。
- ・バックホウ等の建設機械への給油は、給油車(ローリー車等)で行うが、給油車が農場現場から出る際、消毒ポイントで消毒を実施する。農場から出た後、移動又は搬出制限をまたぐ場合は消毒ポイントで消毒を実施する。
- ・ダンプトラックの運転手・給油車の運転手は、現場内で下車することがないようにすること。(車両の窓を開けることもできない(現場で車両の外に出た場合、運転手はもちろん、運転席の内部まで消毒しなくてはならない)ので注意すること)

○堆肥等

※家きん糞・飼料等の汚染物品の処理に関する注意事項

- ・農場内の汚染物品(堆肥・家きん糞・飼料・家きん卵等)は、原則埋却処分する。
- ・ 堆肥や家きん糞については、含水比が高く、ダンプトラックでの積込・運搬が困難な場合も想定されることから、積込時には農場清掃・消毒班長の指示により行うこと。
- ○埋却現場での作業は、土木班長及び現場管理係の監督下で行い、ウイルス拡散防止に 関する事項は衛生班長の指示に従うこと。



トイレ等で農場拠点に移動後に農場に再入場する場合は、「所属」「氏名」 「作業班名『殺』など」「班『A班』など」を記入。

【その他注意事項】

- ○建設業協会へ支援活動出動要請書の提出、施工業者との打ち合せを行うこと。
- ○家畜伝染病発生時における支援活動に関して、一般社団法人長崎県建設業協会各支 部と各振興局で協定を締結している(協定締結団体は資料編参照)。
- ○各団体への支援要請については、現地防疫対策本部で協定書に基づき、「支援活動要請書」により出動要請を行うとともに、速やかに請負契約を締結し費用負担を明確にする。
- ○契約は、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定により随意契約で行う。

【埋却の基本事項】

ア 必要資機材

(ア)機械

・バックホウ 0.8m³ 級程度 (クレーン仕様)

- ※吊込作業があるため、クレーン仕様が必要。
- ・場内用ダンプトラック2~3トン、埋却地が農場外の場合は4トン以上 ※重機の種類及び台数は、先遣隊調査の結果により最終的に決定する。 ※その他、農場の重機があれば活用する。

(イ) 資 材

- ・ブルーシート (10m×10m)※埋却現場、ダンプトラック荷台に使用
- ・フレコンバッグ
- ・消石灰(20kg)※必要袋数については、別途計算
- ・測量杭(60cm×4.2cm×4.2cm)、木槌又はハンマー(杭打に使用)
- ・土嚢 ※ブルーシートの仮止めや押さえに使用
- ・敷鉄板(作業スペースの地盤がゆるい場合)
- 脚立
- 一輪車
- ・照明器具 (持ち運び可能なもの)
- ・ポータブル発電機
- ・ガソリン缶、ガソリン (灯油缶、灯油)
- 画板、筆記具
- ・メジャー
- スコップ、竹箒
- ・ヘルメット
- PP ロープ、鎌又はカッターナイフ (ロープ切断用)
- (ウ) 防疫フェンス
 - ・H=3m程度で、単管パイプとクランプの必要量を別途発注 ※目隠し材は寒冷紗又はブルーシート等を使用
- (工)投光器、照明車
 - ・ 夜間作業時に使用
- (オ) その他
- ・防護服、ゴーグル、マスク、長靴、ヘアーキャップ、ゴム手袋、軍手等を着用

イ 作業人員

フレコンバッグに入った処分家きん等の吊降ろし作業に2名程度必要(業者)。 また、ブルーシートの設置や消石灰散布等の作業は埋却補助・消毒係と業者で対応 するが、追加で人員が必要となった場合は殺処分班から抽出して対応する。

ウ 埋却溝掘削断面

- (ア) 掘削にバケット $0.8m^3$ 級のバックホウを使用する場合、基本断面は図-1を参照。
- (イ) 直掘は危険なので法面は5分の勾配を取るようにする(基本は5分勾配であるが、土質などの現場条件を考慮して勾配を検討する。)

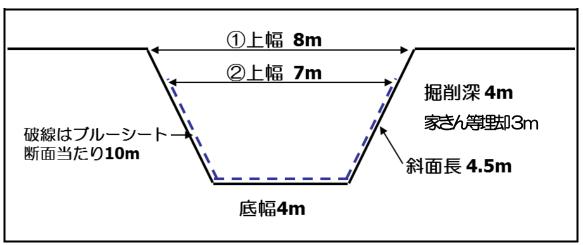


図-1 基本断面

参考:消石灰の必要量の試算(埋却溝分)

[鶏 10,000 羽の場合]

フレコンバッグ1袋当たり:50羽分の鶏の死体、鶏糞、飼料など

- ·10,000羽÷50羽=200袋
- ・1m幅でフレコンバッグを3段に12袋積み
- ・17mで17列並べる
- 石灰 1 回目 底面+法面: $(4m \times 17m) + 2 (4.5 \times 17m) = 221m^2$
- ・石灰2回目 ブルーシート設置後底面: 4m × 17m = 68m² (埋却溝底面積)
- ・石灰3回目 ブルーシート被覆後上面:7m × 17m = 119m²
- ・石灰4回目 覆土後上面:8m × 17m = 136m² (埋却溝上面積)

 527m^2 × $1\,\text{kg}$ = 527kg $(1\,\text{m}^2$ に約 $1\,\text{kg}$ 散布)

※埋戻し後の埋却溝周辺にも消石灰を散布する必要があることから、必要量を5トンとした。

埋却作業に必要な重機械及び資材等の一覧 (一定数量あたり)

重機械・資材	規格	飼養規模 10,000 羽	準備	備考
バックホウ	0.8m ³	2台	業者	掘削、吊下げ用
ダンプトラック	4 沙以上	作業効率により決定	業者	
ブルーシート	$10\text{m} \times 10\text{m}$	7枚	県	
消石灰(埋却溝分)	20kg 袋入	県備蓄分	県	
消石灰(埋却溝分)	フレコンバッグ	5 トン	県	
ロープ (ビニールテープ)	丈夫なもの 100m 巻き	300m程度	県	ブルーシート固定用
杭	60cm	200 本程度	県	
土嚢		100 袋程度	県	
木槌・ハンマー		2~3個	業者	
鎌・カッターナイフ	ロープ切断用	2~3個	業者	
はしご	5m 程度	2台	業者	
敷鉄板		必要に応じて準備	業者	
防疫フェンス	H=3.0m 程度	必要に応じて準備	業者	
投光器		必要に応じて準備	業者	
照明車		必要に応じて準備	県	国土交通省借用
フレコンバッグ		10袋	県	
埋却溝の長さ (底幅 4m×深さ 4m の場合)		17m		

- ※埋却作業終了後、作業領域を含めて埋却地全体に消石灰を散布する必要があるため、 埋却地全体の面積×1kgの石灰量を別途準備する。
- ※防疫フェンスは、単管パイプ、クランプを使用し、目隠し材は寒冷紗またはブルーシート等を利用
- ※ダンプトラックの荷台用にビニールシート及びブルーシートが必要

【埋却地までの運搬】

- ア 農場において重機等により、殺処分された家きん等を収容したフレコンバッグをトラックへ積込む。
- イ 埋却地が農場外の場合、トラックの荷台をブルーシートで覆い農場外に出る際に、 トラック全体を消毒する。
 - ※トラックの移動により病原体が飛散する恐れがあるため、十分に消毒を行う。
 - ※殺処分班搬出同行1名(家畜防疫員又は家畜防疫員の指示を受けた県職員等)がトラックに同行する。

③埋却の手順

下記作業方法例を参考に、家畜防疫員の指示の下、建設業者の判断で実施する。

ア 埋却溝の準備

- (ア) 埋却用地の選定
 - ・埋却用地の選定に当たっては、疑似患畜決定前に先遣隊が土地所有者等の立ち 会いにより現地確認を行う。
- (イ) 消石灰の散布(第1回目)
 - ・掘削完了後、埋却溝の底面と法面(斜面)に消石灰を散布する(約1kg/m²)。
- (ウ) ブルーシートの設置 (例 図-3参照)
 - ・掘削断面にブルーシート(10m×10m)を設置する。
 - ・ブルーシートの4隅を3m程度の紐で結ぶ。
 - ・ブルーシートの長辺(10m×10m)を穴3つ置きに3m程度の紐で結ぶ。
 - ・埋却溝の最初と最後に敷くブルーシートについては、短辺1辺だけを穴3つ おきに3m程度の紐で結ぶ。
 - ・シートに結んだロープは、事前に埋却溝の上端周囲に打った杭に結束して止める。(その場合、ある程度たるみを持たせておかないと家畜投入時シートが破けるので、泥や石を投げ、シートの仮抑えを行う。)
 - ・基本断面の場合、シート天端が地表から1m程度下がる状態が良い。
 - ・次のシートは2m程度の重ねをとって設置する。
 - ・シートの長辺のみを上記と同様に3m程度の紐で結ぶ。
 - ・シートの浮上り防止に土嚢を投入する。
 - ※埋却溝のブルーシートは、底面部と側面部(フレコンバッグの高さ)に設置。
- (エ)消石灰の散布(第2回目)
 - ・底面を中心にブルーシート全体に消石灰を散布する(約1kg/m²)。
 - ・バックホウのバケットに消石灰を投入し散布する。
- イ フレコンバッグ(処分家きん等)の埋却準備
 - (ア) フレコンバッグ(処分家きん等)の投入
 - フレコンバッグのロープを、図-2のようにバケットのフックに掛けて吊し 投入する。

(イ) 埋却方法

- ・バックホウにより処分家きん等の入ったフレコンバッグを埋却溝に降ろす。
- ・はしごを使い、埋却溝内に入り、バケットのフックから処分家きんの入ったフレコンバッグをはずす(十分な勾配がとれない場合は、埋却溝内での作業は行わず、バケットによる積降ろしを行う)。
- ※必ず埋却物からの土かぶり厚 1.0m を確保する必要があり、積み重ねすぎないように注意すること。
- ※吊り下げ作業については、最大荷重を超えないよう留意し、オペレーターと現場管理者が打ち合せを行ってから、作業を実施すること。

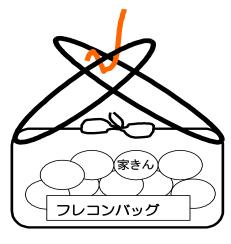
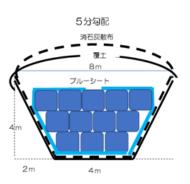




図-2 (愛知県写真)

○埋却地面積基準表(埋却溝上面積)

飼育羽数	必要面積(m²)	埋却溝延長 (m)
<1,000	16	2
2,000	32	4
5,000	72	9
10,000	136	17
20,000	272	34
50,000	672	84
100, 000	1, 336	167
150, 000	2, 400	300
200, 000	2,672	334



※面積の目安: フレコンバッグ1袋 (1 m³) に50羽の死体、および鶏糞、

飼料などを含めると、150羽分でフレコンバッグ3袋。

鶏の埋却に必要な面積(5分勾配時上面):8㎡/12袋

埋却溝の深さ:4m ※埋却溝の深さは最低でも2m必要。

※作業エリアを考慮すると約3倍の面積が必要。

(死体、物品を入れてもなお地表まで1m以上の余地を残す深さとする。)

○参考例(作業領域を含む必要面積)

例 (鶏 10,000 羽飼養)

フレコンバッグ1袋当たり:50羽分の家きんの死体、鶏糞、飼料など

10,000 羽÷50 羽=200 袋

1m幅でフレコンバッグを3段に12袋積み

17mで17列並べる

17m×8m×3 (埋却溝面積+作業領域) =408 m²





フレコンバッグへの汚染物品の収容量は作業の都合上様々である (特に飼料や鶏糞)ため、理論どおり埋却溝1m幅にきれいに12個を積み 上げることは不可能。あくまでも埋却地容積算定のための根拠として考 える。

ウ 埋却後処理

- (ア)消石灰散布(第3回目):図-3
 - ・埋却し終わったら、フレコンバッグの上に消石灰を散布する。 (におい消しと防疫の効果有り)(厚さ1cm程度)

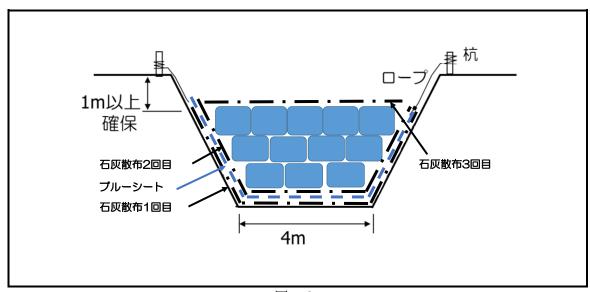


図-3

(イ) 埋戻し及び消石灰散布 (第4回目): 図-4

- ・掘削土を埋め戻し、4回目の消石灰を散布し作業終了
- ·厚さ1cm程度
- ・重機で締め堅めは行わない、バケットで押さえる程度
- ・作業幅を含め埋却ヤード全体に消石灰を散布する
- ・処分家きん等を埋却しているため、余盛り状態での仕上げとなる

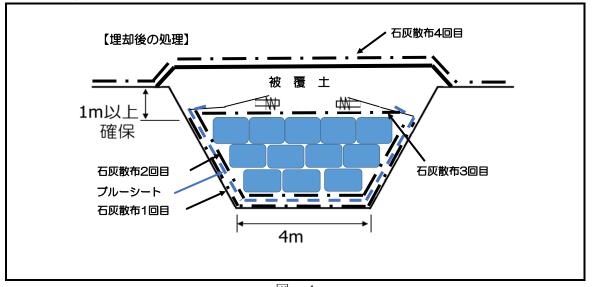


図-4

- ※埋却場所の特定をする必要があることから、埋却溝の四方に標柱(ポール等)を設置すること。
- ※余盛高があまりに高い場合は、埋却ヤード全体で土砂を調整することもある。
- エ 立看板の設置(法第24条、施行規則第32条)

埋却場所には、家畜保健衛生所の準備した看板を立てること。

※看板には、埋却年月日・3年間発掘禁止である旨を明記する。

告

当地は、家畜伝染病予防法第 24 条の規定に基づき、下記のとおり 発掘を禁じます。

[病名] 高病原性鳥インフルエンザ

[家畜の種類] 〇〇

[埋却年月日] 〇〇年〇〇月〇〇日

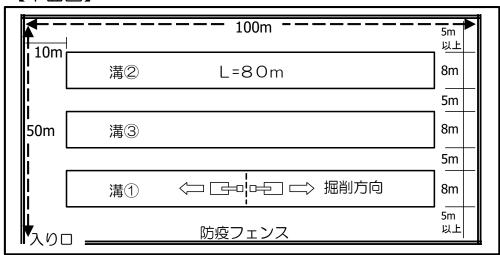
[発掘禁止期間] 上記埋却年月日から3年間

〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇家畜保健衛生所 ④埋却溝の配置と作業手順(50aの矩形用地(100m×50m)の場合) 下記作業手順例を参考に、家畜防疫員の指示の下、建設業者の判断で実施する。

ア 基本事項

- 〇埋却溝の配置は図-5の様な形を基本とする。この場合、標準断面の溝が 3 本 (総延長 L80m \times 3 = 240m) 確保できる。
- ○溝周辺の作業スペースは 10m 程度確保することが望ましい。
- ○掘削延長が長い場合や搬入数が少ない場合など、受け入れ状況を勘案し1本の溝を数本に分割して掘削することも検討すること。(用地の有効利用)

【平面図】



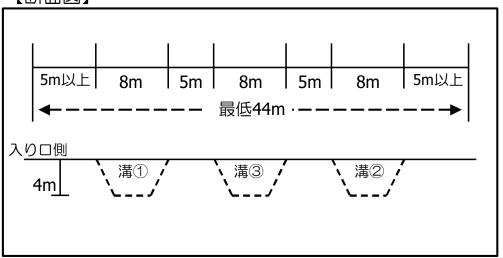


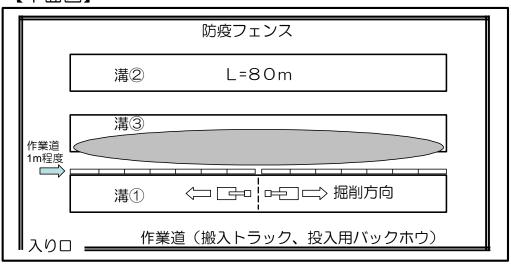
図-5

イ 掘削の手順

【1本目】

- ○掘削は溝番号①→②→③の順に掘削する。(図-6)
- ○バックホウが2台稼働の場合は中央から向かい合って掘削すると効率的。
- ○経験的に良好な土質の場合、 $0.8m^3$ バケットのバックホウで $7 \sim 8 \text{ m/h}$ 程度 $(0.8m^3$ バケットの値) の掘削が可能。
- ○この場合掘削土は溝③側に上げるが、杭打ちやシート埋却のため、人間が動ける 程度の作業道(幅 1.0m 程度)を確保する必要がある。
- ○掘削土と反対側は家畜搬入や埋却機械の作業ヤードとする。

【平面図】



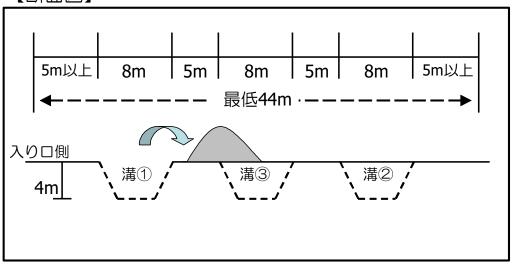
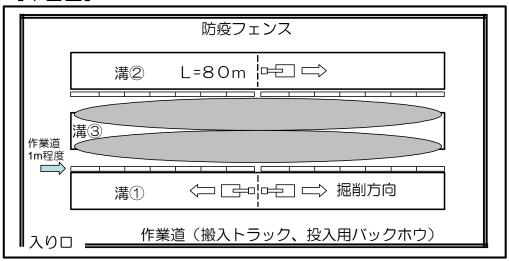


図-6

【2本目】

- ○溝番号①の次は溝②を掘削する。掘削土は溝③をふさぐ形で中央に上げる。 (図-7)
- ○このように、急ぐ場合はフレコンバッグ(処分家きん等)が到着する前でも埋却 溝を、2本確保することができる。
- ○埋却溝①の掘削終了後にフレコンバッグの受入が始まった場合は、フレコンバッグの投入を行いながら溝②の掘削を開始する。
- ○以上のことから、バックホウは、現場状況に応じて適切な配置をする必要がある。 先遣隊の調査で必要台数・必要人員数を設定する。

【平面図】



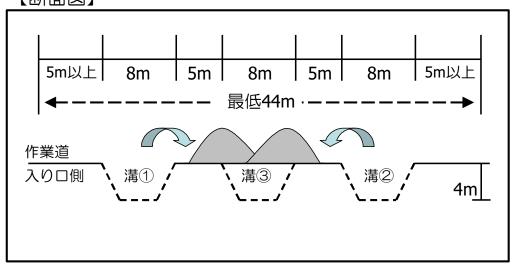


図-7

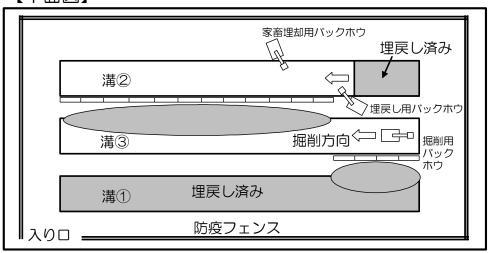
【3本目】

○3本目(溝③)の掘削は、溝①の家きん等の埋却と埋め戻しが終了し、溝②の埋め戻しがある程度進んだ状態から開始する。

(溝②の掘削土が溝③を一部塞いでいる状況となっている)

- ○急ぐ場合は別バックホウで掘削土を整形し掘削場所を確保しながら掘削を進めることも可能。
- ○図-8の様な状況ではバックホウ3台が必要となる。

【平面図】



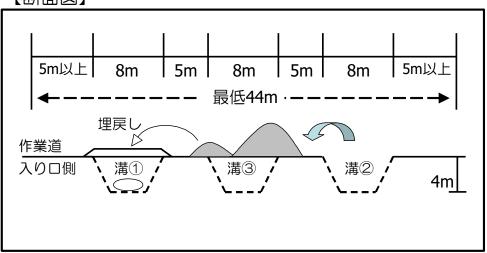


図-8

【参考】

I 埋却場所に関する注意事項

埋却場所の選定に当たっては、所有者及び関係者、関係機関と事前に十分協議する。 (土質、地下水の高低、水源との関係、臭気対策等を考慮すること。)

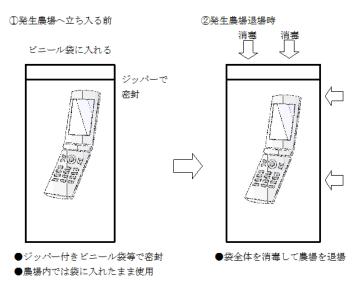
- ※ 埋却場所の条件は以下のとおりである(家畜伝染病予防法施行規則第 30 条及び令和2年2月26日付け消安第5374号農林水産省消費・安全局長通知「家畜伝染病予防法に基づく焼却、埋却及び消毒の方法に関する留意事項」に基づく)。
 - ① 人家、飲料水(井戸)、河川及び道路から離れた場所。
 - ② 水資源等の影響がないこと。
 - ③ 最低4m程度の掘削が可能であること。
 - ④ 埋却後3年以上発掘される可能性がないこと。
 - ⑤ 機械、資材の搬入が容易であること。

Ⅱ 埋却に関する注意事項

掘削後、作業員は埋却溝の中でも作業をすることになるので、十分な安全対策を講じること。

Ⅲ 作業終了後の注意事項

- ①作業終了後は、車両、資材は、汚染物品の処理に準じて直ちに消毒、焼却処分等すること(私物であっても、現場で所持していた物は全て対象となる)。
- ②作業員は、自らが病原体飛散の原因になる恐れがあるため、着用した衣類、長靴等を消毒、焼却処分等を行うこと。
 - ※建設機械、トラックの運転手についても同様の対応となるよう、十分に周知 徹底すること。
 - ※携帯電話はジッパー付のビニールに包んで使用し、農場から出る際にビニールの上から消毒して持ち出すこと。



(7) 汚染物品の埋却以外の処理方法

- ①発生農場における次の物品は、汚染物品として、焼却、埋却又は化製処理を行う。 上記による処理が困難な場合は、動物衛生課と協議の上、消毒を行う。
 - ア 家きん卵 (ただし、病性等判定日から遡って7日目の日より前に採取され区分 管理されていたもの、GP センター等で既に処理されたもの及び種卵を除く。)
 - イ 種卵(ただし、病性等判定日から遡って 14 日目の日より前に採取され区分管 理されていたものを除く。)
 - ウ 排せつ物
 - 工 敷料
 - 才 飼料
 - カ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品
- ②焼却又は化製処理をする場合は、次の措置を講ずる。
 - ア 焼却施設等の出入口で運搬車両の消毒を行う。
 - イ 運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
 - ウ 汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
 - エ 処理後直ちに、運搬物を積み下ろした場所から投入場所までの経路を消毒する。

(8) 家きん舎等の消毒

法第25条の規定に基づき、と殺の終了後、疑似患畜等の所在した家きん舎等における消毒を、農林水産省令に定める基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する。

消毒は、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石けん液、高温蒸気等を用いて行う。

(9) 撤収作業

防疫措置完了後、農場、農場(埋却地)拠点、後方支援センターの撤収作業を速やかに実施する。ただし、防疫措置完了時間が遅い場合は、翌日に撤収作業を開始する。

- 1)器具・機材の消毒・積込み 農場で使用した資材については動噴で洗浄・消毒後、搬出車両に積み込む。
- 2) 炭酸ガスボンベ回収・分別 炭酸ガスボンベの回収と未使用と使用済みボンベを分別する。 業者がボンベを回収する際に家保職員が立ち会う。
- 3) リース資材の回収
 - リース資材とそれ以外の資材を仕分ける。農場で用いた資材は消毒する。
 - リース業者が資材を回収する際に家保職員が立ち会う。

4) 予備資材の回収・積込

本部と鶏舎作業用の予備資材を回収しトラックに積み込む。

5) 農場内で使用した重機の搬出

重機を搬出する前に、建設業協会が動噴で消毒を実施する。消毒の際は家保職員が立ち会う。

6)場内の最終確認係

鶏舎内、場内を巡回し、ケージ内に取り残した鶏がいないか等の確認を行い、放置 された機材や資材等があれば回収する。

7) 農場等で使用した防護服等の処分

農場拠点や後方支援センターで回収した使用後の防護服等は、ビニール袋に入れ、 ビニール袋の表面を消毒した上でフレコンバッグへ収容する。フレコンバッグは封を して表面を消毒した上で産業廃棄物として業者へ委託処理を行う。

7 安全管理対策等

(1) 事故防止対策

- ○防疫作業を安全に行うため、機械類(重機等)のオペレーター、埋却作業の作業 従事者については、ヘルメットを装着させる。
- ○各作業班長は作業に入る前に、防疫作業者に対し、重機動線付近で作業する場合 は重機の動きに十分注意するよう説明する。
- ○農場と農場拠点が離れている場合は、その道中に夜間照明区具を設置する。

(2) 防寒対策

○後方支援センター、農場拠点に暖房器具を十分に配置するとともに、防寒資材と して、カイロ、靴下用カイロ、シューズカバーを後方支援センターにおいて防疫 作業者に配布する。

(3) 食事等の支給

- ○防疫作業者に対しては、防疫作業終了後、後方支援センターにおいてパンや温かい飲食物(カップ麺、スープ等)を支給する。埋却作業に当たる建設業協会の作業従事者については、農場拠点で支給する。
- ○なお、後方支援センター、農場拠点(埋却地拠点)で作業を行うサポート班員に もそれぞれの作業場所において飲食物を支給する

8 制限区域内の周辺農場の調査

発生農場周辺の清浄性を確認するため、移動及び搬出制限区域において臨床検査と 簡易検査を実施する。

<立入検査体制>

立入検査班長:家畜防疫員(1名)(庁内待機、他業務との兼務可)

一検査係 1 名 (獣医師1名)

-案内係 1 名 (市町・団体1名)

※検査係1名、案内係1名で1班体制とする。

(1) 発生状況確認検査

患畜又は疑似患畜決定後、原則として24時間以内に以下の農場(家きんを100羽以 上飼養する農場に限る。)への立入り等により、臨床検査を行うとともに、死亡率の 上昇、産卵率の低下等の異状を認めた場合には簡易検査を行う。

なお、臨床検査については電話やオンライン会議システムを活用できる。

- ①HPAIの場合 移動制限区域内の農場
- ②LPAIの場合 移動及び搬出制限区域内の農場

(2) 清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後10日が経過した後に(1)と同様の検査を実施する。

(3) 搬出制限区域解除検査

搬出制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後10日が経過した後に、搬出制限区域内の農場戸数に応じて、下記戸数を対象とした(1)と同様の検査を実施する。

(4) 監視強化区域解除檢查

監視強化区域内における清浄性の維持を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後28日が経過した後に、監視強化区域内の農場戸数に応じて、下記戸数を対象とした(1)と同様の検査を実施する。

○搬出制限区域解除検査、監視強化区域検査の母集団数に対する検査対象戸数

母集団数	検査対象戸数	
1~19戸	6戸	
20~29戸	7戸	
30~99戸	8戸	
100戸以上	9戸	

(5) 県防疫対策本部の対応

- ①対象農場の決定
- ②対象農場を管轄する家保が複数に及ぶ場合は該当する家保への連絡
- ③他家保、食肉衛牛檢查所(県生活衛牛課経由)及び農林水産省等へ獣医師動員要請
- ④動物衛生課への農場リストの送付

(6) 現地防疫対策本部の対応

- ①検査対象農場のリストアップ
- ②対象農場・関係機関への連絡、臨床検査を実施 (以下、農場に立入りし、簡易検査実施の必要がある場合)
- ③班編制、行程案の作成及び調整
- ④市町・関係機関等に対し、案内員の動員及び車両提供を要請
- ⑤発生規模に応じて県防疫対策本部と連携をとり、獣医師の動員を要請
- ⑥検査に必要な防疫資材の確保
- ⑦班毎の資材の準備

(7) 市町、団体等の対応

- ①検査のための行程案の作成に係る助言
- ②案内可能人員の確保
- ③車両の確保

(8) 必要資材

①防疫資材:作業着、長靴、防疫服、ブーツカバー、ディスポキャップ、 ディスポ手袋、ディスポマスク

②記録資材:農場調査表、バインダー(紙挟み)、筆記用具

③消毒資材:バケツ、消毒薬(逆性石けん等)、携帯用噴霧器

④検査資材:簡易キット、綿棒(小)、はさみ、ピンセット、PBS入り遠沈管、タイマー、マジック、ゴミ入れ、ビニール袋、資材用カゴ、 鶏搬送用コンテナ等

(9) 各種検査に係る作業手順

- ①臨床検査
 - ・家畜防疫員等は、農場立入前に直近1週間の死亡羽数、異状の有無を確認。
 - ・死亡率の上昇、産卵率の低下等の臨床症状を確認(電話やオンライン会議システムを活用できる)。
 - ・複数の農場に続けて立入る場合はウイルス拡散防止の措置を講じる。
 - ・臨床症状等に異常が認められた場合は、現地防疫対策本部に連絡し、簡易検査 を実施する。

②簡易検査

- ・異状が認められる家きん舎ごとに死亡家きん及び異常家きん(異常家きんが認められない場合には、生きた家きん)のそれぞれ複数羽(死亡家きんについては8羽以上(8羽に満たない場合は全羽)、生きた家きんについては少なくとも2羽)を対象とした簡易検査を行う。
- ・鶏を対象とする場合は、気管スワブを1検体とし、鶏以外の家きんを対象とする場合は、気管スワブ及びクロアカスワブをそれぞれを1検体とし実施する。
- ・簡易検査陽性時は農場に緊急消毒を指示したうえ、簡易検査に供した家きんを 持ち帰る。

(10) 立入検査員の遵守事項

- ①発生農場の防疫措置に従事した日から少なくとも7日を経過していない者は、疫 学調査及び発生状況確認検査において、農場に立ち入らないものとする。ただし、 発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセーフティ措置が 適切に実施されていることが確認される場合には、3日まで短縮できるものとす る。
- ②当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び 車両の消毒を行うこと。
- ③帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- ④立ち入った農場の家きんについて異状又は陽性が確認された場合には、当該農場 の家きんが患畜及び疑似患畜のいずれにも当たらないことが確認されるまで、他 の農場に立ち入らないこと。

(11) 例外協議に向けた準備

発生農場を所管する家畜保健衛生所(以下、「現地家保」という。)は、例外協議対象農場及び検査対象家きん舎数を算出し、搬入日と検体数を速やかに中央家畜保健衛生所検査課に報告する。検査課は例外協議のための出荷前検査に必要な資材を算出し、準備する。現地家保は検査材料とともに農場調査票を検査課に提出する。